

○国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科委員会規程

〔平成16年4月1日〕
規則第9号

改正 平成18. 4. 1 18規則18 平成19. 4. 1 19規則32
平成27. 2. 19 26規則45 平成28. 2. 5 27規則48
令和3. 2. 18 2規則36 令和6. 2. 15 5規則48

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則第7条の2第2項の規定に基づく大学院教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる教員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 大学院教育学研究科の教育担当を命ぜられた教授、准教授、講師及び助教

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、同項第2号以外の本学専任の教員のうち、教授、准教授、講師及び助教を加えて組織することができる。この場合、その都度、理由を付して教育研究評議会に報告するものとする。

3 委員会は、その定めるところにより、委員会構成員のうち一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

4 委員会は、その定めるところにより、委員会構成員のうち一部の者をもって構成される分科会を置くことができる。

5 前2項に定める代議員会及び分科会については、委員会の定めるところにより、その議決をもって、委員会の議決とすることができる。ただし、委員会が定める代議員会及び分科会の審議事項については、教育研究評議会に報告し、学長の了承を得るものとする。

(審議事項等)

第3条 委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、学長が定める教育研究に関する重要な事項

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 委員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。ただし、研究科長に事故

あるときは、研究科長があらかじめ指名した委員がこれに代わる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長が必要と認めたとき、又は委員会構成員の3分の1以上の請求があったときは、議長は臨時に委員会を招集する。

4 委員会は、委員会構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、外国出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ研究科長に届け出た者は、委員会の議を経て、委員会構成員の数に算入しないものとする。

5 議事は、出席した委員会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会は、委員会構成員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、学務部教育学部支援室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の適用日前に、埼玉大学大学院研究科委員会規程による研究科委員会の議決事項は、この規程中の相当する規定により研究科委員会が行った議決事項とみなす。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則18)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則32)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 2. 19 26規則45)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 2. 5 27規則48)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3. 2. 18 2 規則36)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6. 2. 15 5 規則48)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。